

新型コロナウイルス肺炎の感染拡大防止に関する申し入れ（第10回）

流山市長 井崎 義治 様

2020年 10月27日

日本共産党流山市議団・日本共産党流山市委員会

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症は、収束にはほどとおい状況です。流山市においても感染者の発生がつづき、検査と医療体制の抜本的な拡充などによる感染抑止は、市民・国民の命と健康を守る政治の最優先課題となっています。

一方、新型コロナ感染症による暮らしと経済への打撃は、日を迫うごとに深刻さを増しています。「アベノミクス」のもとで労働者の実質賃金は低下を続け、2度の消費税増税は暮らしと経済に重大なダメージをあたえました。そこに新型コロナ危機が襲ったことで、家計、雇用、中小企業の経営は、深刻な危機に直面しています。

新型コロナ危機から、命と暮らしを守り、地域経済を立て直すために、流山市として以下の対策を講じることを求めます。

記

[I] 医療提供体制の整備等について

(1) 感染拡大防止のための戦略的な大規模検査をすすめること

- ① 市相談専用ダイヤルを3月時点同様、拡大（平日 8:30～19:00・土日祝日 8:30～17:15）すること。

また1日平均、約20万件の検査体制を実現させるため、市地域検査センターの検査能力は、週100件に拡大すること。

- ② 医療機関、介護・福祉施設、学校等クラスターが発生すると多大な影響が出る施設等へのスクリーニング検査（施設全従事者にとどまらず、施設に出入りのある業者の従業員、ボランティア（実習生含む））が実施できるようにすること。

また、県内他市における物流センター内でのクラスターが発生していることも念頭に、連携と対策の強化を図ること。

- ③ 秋から冬にかけて新型コロナとインフルエンザの同時流行に備え、かかりつけ医など身近な医療機関で相談・診療・検査がおこなえるようにすること。そのために、財政支援や防護具の提供など医療機関への十分な支援をおこなうこと。
また、救急患者のスムーズな受入体制を構築するため、財政的支援をおこなうこと。
- ④ インフルエンザワクチンの接種について、日本感染症学会が接種を強く推奨している医療従事者や定期接種の対象外である基礎疾患のある方、妊婦、小児の接種費用に対しても補助をおこなうこと。
- ⑤ 感染者、特に無症状の感染者が集まり、感染が持続的に集積する地域（感染震源地）の住民、事業所の在勤者等に対して、PCR検査等を実施すること。
- ⑥ 軽症者及び無症状陽性者に対し、自宅待機（療養）に対する生活支援を創設・強化すること。また公共交通機関の使用禁止を保障するための支援を創設すること。
- ⑦ 市立病院を持たない本市において、新型コロナを原因とした基幹病院等の経営悪化に対し、財政支援を創設すること。感染症専用病床のスタッフに対する宿泊補助等を創設し、スタッフの心身的負担の軽減、継続的確保等につなげること。
- ⑧ 市内ケアワーカー（1万1千人余）に危険手当を支給すること。
- ⑨ 介護事業所の経営悪化、人手不足等に対する支援を強化すること。

（2）国、及び県に要望すること

- ① PCR等検査の自治体負担をなくすよう、国に全面的な財政措置を求めること。
- ② 新型コロナウイルスの影響により経営が悪化した医療機関への財政支援を引き続き求めること。
- ③ 保健所の現場は、この間のコロナとのたたかいで疲弊し、母子保健、自殺予防など感染症対策以外の業務に手が回らない事態もおこっている。緊急の体制強化を行うとともに、抜本的な対策として、保健所の増設や恒常的な定員増に踏み出すこと。
- ④ 削減・抑制されてきた診療報酬の増額、地域医療を支える医療機関への公的支援等を要望すること。「全産業平均より月10万円安い」とされる、介護・障害福祉・保育等で働く労働者の賃上げ・処遇改善を行うこと。その際、国費による賃金への直接補助とともに

に、介護報酬、障害者福祉の報酬、保育単価などを抜本的に引き上げ、それらの利用者の負担増に跳ね返らせないための財政措置を講じること。

【II】地域経済の維持について

- ① 持続化給付金は一回限りとせず、コロナ収束まで事業を維持できるよう継続的支援をおこなうよう国に要請すること。また地方の実情に応じ、実施している経済・雇用対策に対する財政支援を更に要請すること。
- ② 地域や業種別の実情などもふまえた支援ができるように、「事業継続給付金」制度等を市として創設すること。また、市民向け地域独自のクーポン券を発行し、地域内での消費購買力の向上につなげること。
- ③ 申請手続きの簡素化やよりきめ細やかな対応を行い、必要としている人が必ず制度を活用できるように窓口対応の改善を関係機関へ要望すること。
- ④ 新生児給付金（国の定額給付金支給対象から漏れた新生児）を創設し、妊娠、出産、育児を支援すること。

【III】貧困・生活困窮に追い込まれないための支援を強化すること

- ① 生活困窮者向けの貸付金の返済免除制度の拡充、住宅確保給付金の支給期間（最大9カ月）の延長を国に要請すること。
- ② 「生活保護の申請は国民の権利」であることを広く周知徹底し、必要としている全ての人が利用できるようにすること。
- ③ 百年に一度の世界的感染拡大という緊急事態を踏まえ、医療費窓口の負担減免など市の各種制度におけるセイフティーネット（減免・免除、猶予等）制度を、今までにない規模で積極的に周知し、活かすこと。
- ④ 学生応援給付金制度は、次年度以降も継続し、申請条件を緩和すること。

以上